



静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

農業委員会活動には、御理解・御協力頂きましてありがとうございます。

足早に季節は移り変わり、全国各地で収穫・感謝を祝うお祭りが盛んにおこなわれています。

今夏よく聞かれたのが「数十年に一度の大雨」。そして猛暑日の連続で体温を超えるほどの最高気温が頻発しました。天候に影響されやすい農業の現場では、ずいぶん悩まされる日々でした。農家は秋の実りを感じ謝し収穫の喜びに浸ることができているのでしょうか。

さて農業委員会では、八月から十月にかけて、農業委員・推進委員・地区補助員の皆さんで静岡市の農地全域を対象に、農地の実態、違反転用等農地利用状況調査を実施しました。調査結果を踏まえ、今後は意向調査、違反転用の確認、遊休農地の発生防止・解消、再生困難な耕作放棄地の非農地化を進めていきます。また公的機関である農地中間管理機構と協力し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い農地利用の最適化に取り組みます。

調査を通して農業・農村の活性化には、女性農業者の活躍と若者の育成が欠かせません。また、都市農業は、市民に農業をPRする絶好の場として価値を高め、中山間地域では、人口減少・高齢化が進む中、基盤整備を進め振興のテコ入れを急ぐ必要があります。農業経営にとっても最大のコスト削減になります。

子供の頃の思い出は、いつまでも心の中に記憶されます。ぜひ将来の担い手として子供たちに農業体験をさせてください。

近年、農業を取り巻く状況は厳しいですが、農業・農村を元気にするために委員一丸となって取り組んでまいります。これからも皆さまの御意見をよろしくお願いたします。

【目次】

市長へ要望書提出／秋の叙勲・有功者表彰	2
先進地視察／農地転用	3
がんばる若手農家クローズアップ!	4
エコファーマー／農コン参加者募集	5
農地利用状況調査・課税強化について	6
農業者年金／農地中間管理事業	7
収入保険制度について	8

【発行】平成29年12月 静岡市農業委員会

【編集】静岡市農業委員会事務局
静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1483

「静岡市農業施策に関する要望書」の提出

平成29年 9月25日

田辺信宏市長へ「静岡市農業施策に関する要望書」を提出しました。

各地域の農業者の代表者が集まる農業委員会では、農業の実態や農民の要望をとりまとめ、要望書を提出しています。西ヶ谷会長はじめ出席委員は、担い手育成支援事業の拡充や、生産緑地地区指定面積要件緩和の条例制定についてなど、項目ごとに農業の実情を市長に説明しました。

市長からは、農業委員会と農政部局との統合により、農業政策において風通しがよい組織となった。事業におけるレスポンス速度を早く、事業拡充に向けて予算の確保に努めていただきたいと返答いただきました。

静岡市農業施策に関する要望事項

- 1 担い手育成支援事業の拡充
- 2 都市農家支援事業の継続
- 3 生産緑地地区指定面積要件緩和の条件制定
- 4 「静岡市のお茶」の積極的な情報発信の推進
- 5 有害鳥獣対策事業の拡充
- 6 中山間地域活性化の推進



秋の叙勲・褒章、静岡市有功者の表彰

平成29年 秋の叙勲・旭日単光章を前農業委員会会長が受章されました。



前農業委員会会長
海野 和美 氏

平成29年度 静岡市有功者として農業委員会会長、副会長が表彰されました。



農業委員会会長
西ヶ谷 量太郎 氏



農業委員会副会長
鈴木 茂樹 氏

～長年にわたり農業委員会活動等にご尽力いただき感謝申し上げます～

< 農業委員 先進地視察研修 >

10/30、31 埼玉県 有限会社 ファームヤード
埼玉県宮代町役場・宮代町農業委員会・新しい村

有限会社 ファームヤードはネギ、小松菜、枝豆、キャベツ、タマネギの5品目を輪作により生産しています。農家の高齢化等で増加する遊休農地を借り受け、耕作面積を広げ、現在、従業員45名、耕作面積37haとなり、県内でも有数の生産規模にまで成長しました。今後も、遊休農地の解消、食の安定供給を図るため、機械化を中心とした大規模栽培体系への移行を進め、販路を確保しつつ、100haまで農地を拡大するのが目標、ということです。

宮代町農業委員会では、遊休農地解消対策研究会を設立し、主にソバなどを中心に、約8haを再生しました。再生した遊休農地は、参入企業が受け手となったり、農業担い手塾の塾生が研修農地として活用しているという話を伺いました。また、地元農業者が、新規就農者の技術指導や、機械や施設を貸し出すなどの支援等を行う、新規就農里親制度により、次世代の担い手育成を行っており、担い手対策と地域農業の振興を両立しています。こうした取り組みの結果、第9回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰で全国農業会議所会長賞を受賞しています。

各所で先進的な事例や現場の貴重なお話を聞くことができ、大変有意義な視察となりました。



農地を転用するときは、農地法の許可*が必要です！

農地法の農地転用許可基準では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により、農地を区分¹しています。

農業委員会では、農業上の利用に支障がない農地に限り、転用を許可しています。

◆農地転用とは…

農地を農地以外のもの（資材置場、駐車場、住宅地など）にすることです。農地を転用したり、転用のために売買等する場合には、原則として農地転用許可を受けなければなりません。

◆許可なく転用したら…

無断で農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。（農地法第51条）

また、違反転用には3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金という罰則の適用もあります。（農地法第64条、第67条）



イラストは、「平成24年度版農家相談の手引き」より引用

*市街化区域内的の農地は、あらかじめ農業委員会に「届出」をすれば許可は必要ありません。

1. 農地区分には、農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地があります。

【お問い合わせ】 静岡市農業委員会事務局 農地係 ☎054-221-1140

★がんばる若手農家クローズアップ!

ふじた たくみ
藤田 匠さん (葵区新聞 31歳)

◇就農したきっかけは??

22歳で家業を継ぐ形で就農しました。もともとは、車やパソコンなどものづくりに興味があって大学は工学部に進学しました。親父には「農業のことは教えてやれるから、大学ではそれ以外のことを学んでこい」と言われていました。大学卒業の時に、本当にやりたいことを見つめなおし、農業を選びました。この地域に帰って個人で農業を継いでいる人はほとんどいなくて、後継者も少ない状況だったので、地元に戻って地域農業を支えたいという気持ちもありました。実際に農業に入ってみたら、想像以上に厳しい現実が待っていました。でも毎日が勉強で、とても充実しています。ようやく就農して10年目になった、というところです。



◇一年をとおしてどのような仕事をされていますか??

今は、新聞地区でお茶4.2ha、ほんやま自然薯を1haほど耕作しています。4月末から5月はお茶が一番忙しく、二番茶の後に「ならし」が終わるまで7月は管理に追われています。8月はお茶と自然薯の農薬散布、9月末からお茶の秋冬番が始まります。秋は自然薯の収穫が本格的に始まり、年明けから次期の準備作業にかかります。親父と自分と、アルバイトさん数人で作業を分けて行っていますが、お盆と正月以外は、一年をとおしてほとんど休みなく農作業をしていますね。

◇そんな忙しい毎日ですが、休日はどのようにお過ごしですか??

車が好きなのでドライブで気分転換したり、冬は仲間とスノーボードに行ったりしています。最近は、学生時代の友人家族と集まってホームパーティーもしますね。JAでは青壮年部のウィークエンドアグリを担当していて、婚活部長として頑張っています。自分も現在、お嫁さんを募集中です!
どなたか、いい人がいたら教えてください。(笑)



◇これからの目標について

現在、共同でネクトに生葉を出荷しているので、生葉の量を減らさないよう維持することを目標にしています。

今後は、条件がいい場所があれば農地を借り入れて規模拡大をしたいと思っています。同時に、機械化を進めて、正社員を雇用し労働力を確保したいです。今はまだ大きな夢ですが、いずれは法人化も視野に入れていきたいです。

やはり、自分のお茶を飲んでもらった人に「このうちのお茶、おいしいね」と言ってもらえるのが一番嬉しいので、少しでも多くの人に届くように、今後は小売りの売り方も工夫し、お茶も自然薯もリピーターを増やしたいと思っています。フェイスブックなどを有効に使って、情報発信もしていくつもりです。

これからもこの地域の茶業を守っていけるよう、若い世代の代表として頑張ります!

エコファーマーを目指す農業者を募集しています！

「エコファーマー」とは、「持続性の高い農業生産方式を導入する計画」を立て、市長の認定を受けた農業者の愛称で、静岡市では195名が認定されています（平成29年9月1日現在）。あなたもエコファーマーになって、環境にやさしい農業に取り組みませんか？

＜計画の認定に必要な3つの取組＞

- ①有機物や緑肥植物を利用した土づくり
- ②有機質肥料の利用等による化学肥料の使用量低減
- ③化学合成農薬の使用回数削減



計画認定期間中（5年間）は、エコファーマーマークを農産物の包装や名刺などに活用できます。認定の手続きに関する詳細は、市農業政策課までお問合せください。

問合せ：静岡市農業政策課 みかん・園芸・畜産係 電話 054-354-2091

♥♥これまで7組のカップルがご結婚されています♥♥♥♥♥

平成29年度 第2回 ～農コン～ 参加者募集！

- 【日 程】：平成30年2月3日（土）
- 【時 間】：10：00～16：30（9：30受付開始）
- 【場 所】：JA静岡市 本店（静岡市駿河区曲金5丁目4番70号）
- 【内 容】：いちご狩り&恵方巻作り
- 【対 象 者】：① 市内で農業を営む独身男性 25歳～49歳まで 14名
② 農業に興味のある独身女性 25歳～49歳まで 14名
- 【会 費】：3,000円
- 【申込方法】：市コールセンター（☎054-200-4894）へ電話にてお申込みください。（応募多数の場合は抽選）
- 【申込期限】：平成29年12月1日（金）から平成30年1月10日（水）まで
- 【連絡先】：静岡市役所 農業政策課 農業支援係
電話：054-354-2086 FAX：054-354-2482
e-mail：nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

「農コン」に、ご興味を持っていただいた方は、ぜひご参加ください。お知り合いに独身の農業者の方がいらっしゃる方は、ぜひお声かけをお願いします。

男性農業者の積極的なご参加をお待ちしております。8組目のカップルご成婚はあなたです！

農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では8月～10月にかけて農業委員20名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員102名が地域を巡回し、遊休農地や違反転用農地等について農地利用状況調査を実施しました。

既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により、耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も調査の対象となります。

農地が荒れてしまう前に次の耕作者へ引き継ぐことも大切です。

耕作放棄地を解消することは、害虫、鳥獣害、不法投棄、防犯、火災等を防止することにもなります。

農地をお持ちの方は草刈り、除草等を行い、適正に管理していただきますようお願いいたします。

今後、農業委員会では、農地の利用意向調査を行います。

農地利用最適化推進委員等が農地の調査のため訪問等による指導を行う場合があります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。



遊休農地の課税が強化されます

遊休農地所有者が、農業委員会から利用意向の確認を受けた後も「放置したまま」にしていると、農業委員会から農地中間管理機構と協議するよう「勧告」され、その農地の固定資産税の課税が強化されます。

協議の勧告が行われるのは、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、**遊休農地を放置している場合に限定**されます。

課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、勧告の対象となった遊休農地については、0.55を乗じないこととなります（結果的に固定資産税の評価額が1.8倍になります）。

実施時期

固定資産税の賦課期日は1月1日ですので、1日1日現在で勧告を受けている遊休農地はその年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

農地中間管理機構へ貸付けた場合の課税の軽減

所有する全農地（10a未満の自作地を残せません）を、**農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付け**たときは、次の期間、当該農地に係る固定資産税の課税標準が価格の2分の1に軽減されます。

軽減期間

- ①15年以上の期間で貸し付けた場合には**5年間**
- ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には**3年間**

農業者年金に 加入しませんか!!

- 60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している方
であれば、どなたでも加入できます!

～農業者年金のメリットとは～

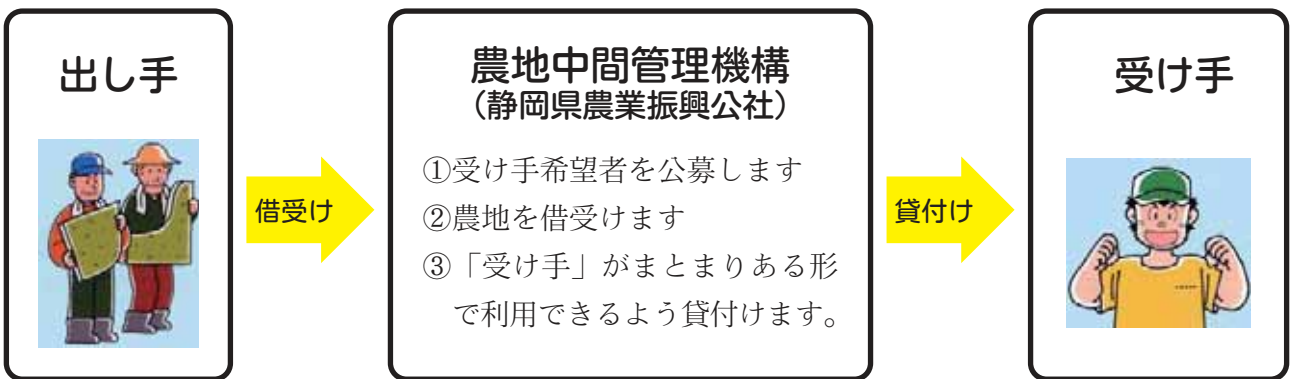
- 加入要件を満たしていれば農地を持っていない農業者や、配偶者などの家族従事者も加入できます。
- 保険料は全額社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税の節税になります。
- 加入、脱退が自由に行えます。
(脱退一時金はありませんが将来年金として支給されます)
- 積立方式の終身保険です。



9月 農業者年金加入推進特別研修会（掛川市）

農地を貸したい、借りたい方 ～農地中間管理事業～

農地中間管理事業は、農地の地権者から農地中間管理機構(静岡県農業振興公社)が農地を借り入れ、規模拡大する地域の担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。農地を借りたい方は機構にご応募を、農地を貸したい方は下記問い合わせ先まで貸付希望のご相談をお願いします。



問い合わせ先

農地中間管理機構 (静岡県農業振興公社)	☎054-250-8989
静岡市役所 農地利用課	☎054-221-1483
静岡市農業協同組合 営農課	☎054-288-8420
清水農業協同組合 組合員相談課	☎054-367-3247

農業経営者ごとの収入全体を対象とした
総合的なセーフティネットとして、収入保険制度が始まります。

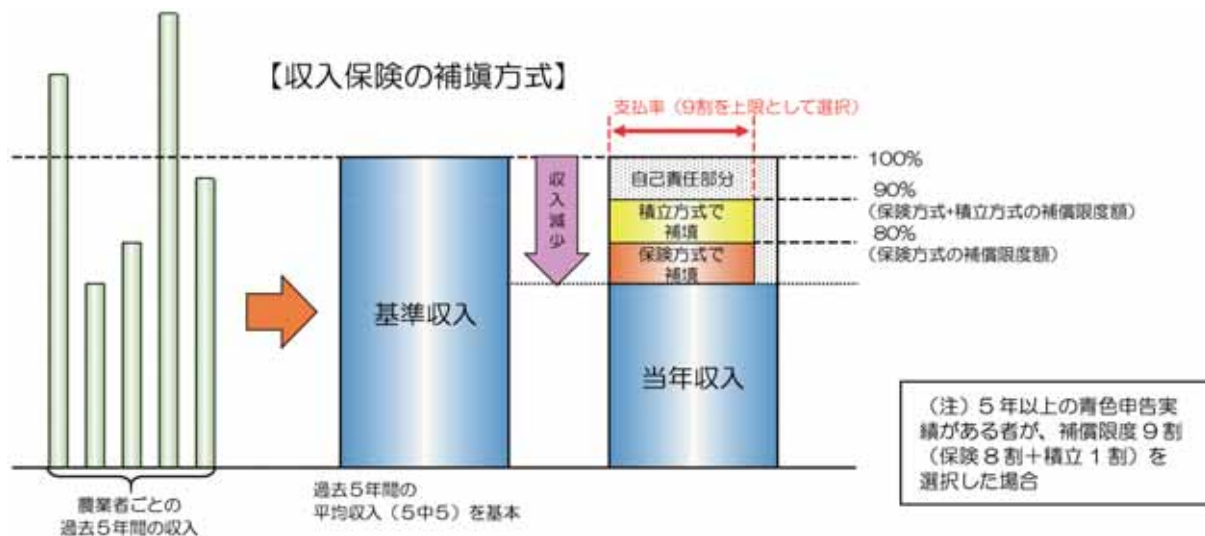
収入保険制度の導入及び農業共済制度の見直しは、平成31年産からとなります。

<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- ◎ 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- ◎ 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- ◎ 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- ◎ 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、危険段階別に設定します。
※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することとなります。



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割+積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、 7.2万円
（掛捨て）
積立金は、22.5万円
（掛捨てではない）
合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度 （当年収入）	補填金の合計	補填金の構成		補填金を含めた 当年収入 （対基準収入）
		保険方式 （保険金）	積立式 （特約補填金）	
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

NOSAI 県中部（静岡県中部農業共済組合）

【本所】

〒427-0019 島田市道悦5丁目3番15号
TEL: 0547-37-1751 FAX: 0547-37-1760

【清水支所】

〒424-0871 静岡市清水区上原1丁目5番13号
TEL: 054-345-0162 FAX: 054-347-7890

